

障害者差別解消法の実効性の補完などを
盛り込んだ共生社会づくりを目指すための
条例骨格案 検討報告書
(抜粋)

滋賀県社会福祉審議会

(平成 30 年 5 月)

(21 ページ～22 ページ)

7 手話言語について

ポイント

- ①手話とともに、要約筆記や点字、音訳などの手話以外の障害者の多様なコミュニケーション手段についてどうすべきか。
- ②障害者基本法において手話＝言語であると規定されており、それに加えて、条例において規定する必要がある内容とは、どのようなものがあるか。

【分科会・ワーキングにおける意見概要】

- ⇒手話言語条例を制定することで、手話が日本語と同等の言語であるとの認識のもと、日本語と同様に手話が使え、条件整備、社会環境整備に向けた総合的な社会すべての施策が期待される。
- ⇒手話には使用を禁止されたという歴史がある。言語の中で手話以外に迫害を受けたものはないのではないか。
- ⇒手話の普及促進は大切なことだが、点字、要約筆記などの他のコミュニケーション手段にも配慮し、一緒に必要性を位置づけていくことが重要ではないか。
- ⇒手話が大事なものだという前提で、手話と同様にそれ以外の要約筆記や指点字など様々な意思疎通手段も大事であり、その中から手話だけを取り出して条例にすることは難しいのではないか。単独でということであれば議員提案の方がなじむのではないか。
- ⇒障害者基本計画でも情報コミュニケーションを大きく進めていこうという流れなので、「情報・コミュニケーション条例」であればみなさん参加しやすいのではないか。
- ⇒明石市のような手話と情報コミュニケーションとのセット条例を作ることは、対象が全く異なるのではないか。
- ⇒手話言語条例を制定する意義は、主に6点に整理できる。①いつでもどこでも手話による情報を入手できる環境の整備への期待、②その環境整備により、(手話の)言語力の向上を図り、社会参加の促進、自立した豊かな社会生活の実現、③市民が手話言語で学習することで、関心を高め、市民の言語力・コミュニケーション力の向上が期待、④手話言語通訳の質的向上に寄与、⑤地域の手話言語文化の発展に貢献、⑥地域の特性に応じた施策(災害対策、観光、ICTなど)ができる。
- ⇒手話言語条例を作ることによって、新たに置き去りにされる人がでてくるのではないか。手話言語についても共生社会の条例の中に入れての方が一般の人にも受け入れてもらえるのではないか。
- ⇒「物を言える人はいい」とか「言語にならないから別の条例が必要だ」と言うならば、生まれて一歩も歩くという経験がない人は歩く便利さやしんどさは分からないが、その人の苦悩は他の人には解らない。しかし、今はそんなにバラバラに言っている時ではなく、手話言語もこの条例と一緒にまとめて、一緒に根底から考えてほしい。そうでないと、障害者差別解消法の実効性を補完するということにならない。
- ⇒共生社会の条例に手話言語を入れると養成や普及にとどまってしまう。分野横断的な施策のためには別に手話言語条例が必要ではないか。
- ⇒手話言語条例ができたことによって家族や親族の絆が強まったという実例がある。生きづらさも障害の問題も手話言語とは目線が違うのではないか。

- ⇒手話の言語性を骨格に含めないのであれば、手話言語条例等についての方向性を位置付けた答申にする必要がある。
- ⇒手話言語については、骨格に含めず別条例として検討するというを法律の付則のような形で明記してはどうか。県の執行部側も議会においても全県的な議論を早急にすべきだということと呼びかける内容にすべきではないか。
- ⇒この条例において「聴覚に障害を持つ人は、学業、社会性の発達を最大にする環境としての手話集団の中で手話を習得し、教育を受ける権利を有する」ということは明確に規定することと、今後の進め方も検討してほしい。

◆議論を踏まえた考え方

- ①聞こえる人、聞こえない人にとっても手話はコミュニケーションを図るための大切な言語、手段であり、手話を県民に広げ、聴覚に障害のある人が、不自由なくコミュニケーションできる環境を整えることは重要である。
- ②手話の言語性に対する認識を県民に広めるために、基本理念に手話の言語性について規定する。
- ③手話言語の普及や、情報の取得・意思疎通に必要な支援の実施等について、共生社会の実現に向けた施策において規定する。
- ④この条例とは別に手話言語や情報コミュニケーションに関する条例の必要性については、全県的な議論を早急にしていくことが望まれる。

滋賀県社会福祉審議会条例検討専門分科会委員名簿

(五十音順・敬称略)

氏名	所属等	社会福祉 審議会 臨時委員
いしの ふじきぶろう 石野 富志三郎	社会福祉法人滋賀県聴覚障害者福祉協会 常務理事	○
おかもと ゆみ 岡本 由美	一般社団法人 滋賀経済産業協会	○
おのうえ こうじ 尾上 浩二	NPO法人DPI日本会議 副議長(内閣府 障害者施策アドバイザー)	○
おの ゆきひろ 小野 幸弘	Co Creation LLC 代表(きょうされん滋賀支部理事長)	○
かきみ せつこ 垣見 節子	滋賀自立生活センター 代表	○
かねこ ひであき 金子 秀明	社会福祉法人さわらび福祉会 常務理事	○
きたの せいいち 北野 誠一	NPO法人おおさか地域生活支援ネットワーク 理事長(滋賀県障害者施策推進協議会 会長)	○
きたおか けんこう 北岡 賢剛	社会福祉法人グロー 理事長	
さきやま みちこ 崎山 美智子	公益社団法人滋賀県手をつなぐ育成会 理事長(障害者の滋賀の共同行動実行委員会 実行委員長)	
さの たけかず 佐野 武和	社会福祉法人ぽてとファーム事業団 代表理事	○
しげもり えつこ 重森 恵津子	滋賀県立野洲養護学校 校長	○
すみ のりひこ 鷺見 徳彦	大津市 副市長	○
たけした いくお 竹下 育男	せせらぎ法律事務所 弁護士	○
つつい こ 筒井 のり子	龍谷大学社会学部現代福祉学科 教授	○
わたなべ みつはる 渡邊 光春	社会福祉法人滋賀県社会福祉協議会 会長	
15名		